

J. S. ミルのアイルランド論（Ⅱ） ——土地政策をめぐる論争を中心と して——

池田和宏

目次

- I. はじめに
- II. アイルランドの農業とミルの見解
 - (i) 大飢饉以後の農業と土地政策
 - (ii) ミルの見解の変遷 (以上本号)
- III. 1860年代のミルの見解
 - (i) ミルの土地政策論
 - (ii) ミルの見解とそれに対する反論
- IV. ミルの土地政策論とその後の土地立法について
- V. おわりに

I. はじめに

『自伝』の中で、ジョン・ステュアート・ミル（以下ミルと略記）は次のように述べている。「アイルランドの諸問題についても私ははっきりした役割を務める義務を感じた。……土地問題になるとこれは決してそんなに進んだ状態にはなかった。迷信的な地主擁護論はその頃までに、特に議会においてはほとんど何の挑戦も受けず、議会人に関する限りこの問題がいかに遅れた状態にあったかは、1866年にラッセル卿の内閣によって提出された極度に微温的な法案¹⁾、しかもそれさえ通過し得なかったことがよい証拠であった。この法案について私の試みた演説²⁾ は私の最も細心な演説

の一つで、その中で私はこの問題の若干の原則を、味方を刺激しないように、また敵方を納得させてその好意をひくようにと計算した言い方で、主張しようとした³⁾。更に同書の中で、「アイルランドの離反のきざしが非常にはっきりしてきた。両国を完全に分離せよという要求がほうってはおけない様相を呈してきて、だれの目にも、もしアイルランドをなだめてイギリスとの関係を承知させる何らかの機会がまだ残っているとすれば、それはアイルランドの土地的社会的諸関係に、今までに考えられたことのない程のよほど徹底的な改革を採用すること以外では達せられない、としか見えなかった。私の平素の考えの全部を吐露することが有益な時が、いよいよ来たと私には思われた。その結果が私の『イングランドとアイルランド』と題するパンフレットで、これは1867年の冬に書かれ、68年の会期のはじまる少し前に出版された。このパンフレットの主な眼目は、一方では両国の分離がイングランドにとっては勿論、アイルランドにとっても望ましいものではないことを説いた議論であり、他方では現在の小作農達に、国家による正当な調査の上で査定した一定の地代で永久的土地保有権を与えることによって、土地問題を解決せよという提案であった⁴⁾、と述べるに至っているのである。

大飢饉以後のアイルランドにおいては、土地問題と民族独立問題という二つの重大かつ根本的な問題が存在していた。前者は地主・小作農という経済的関係の問題であり、後者は本国・植民地という政治的関係の問題である。上述の『自伝』において、第一に注目されるのは、「アイルランド問題」（これはイギリス側からの呼称である）解決のための政策としてミルが最大の関心を示していたことが土地問題であり、それを解決しなければ根本的な解決にはならない、という認識である。そして土地問題解決のための政策が、アイルランドの分離独立を回避する手段となっている、ということは重要であろう。ミルは分離独立という概念は認知しているのではあるが、他の大英帝国内の植民地と異なり、アイルランドに対しては幾分かの

示唆はあるとしても⁵⁾、承認はしていないのである。分離独立は、アイルランド側の民族意識と密接な関連がある。それが具体的な形態で実行されたのがフィニアン運動⁶⁾である。この運動をミルは、「それは理念のための反乱——民族自立の理念のための反乱」⁷⁾、と理解していた。しかしそうした事態を引き起こした原因は、イギリスの統治が無責任すぎた、ということに帰せられている。それゆえにミルにとっては、アイルランドを統治する良き政治がなされなければならない、ということになるのである。つまりミルは、民族独立問題をイギリス側の統治政策の誤りであった、と誠実な態度で常に見なしていた。また、分離独立に関して、ミルにとってアイルランドの重要性は何か、ということを問うよりもむしろ、アイルランドが地理的に余りにイギリスに近いという現実の問題がある。そのため、ミルの脳裏にもアイルランドはイギリスの一地方である、という考えが潜在的に潜んでいたのではないかと考えられる⁸⁾。従ってイギリスが真摯な態度でより良き統治（経済的・宗教的・政治的に）を実践し、アイルランドの不満を和らげ解消することは、ミルにとっては当然のことだったにすぎないと思われる。それによってアイルランドは大英帝国内で平穏な状態にあり得るのである。そこで第一にかつ根本的に問題を解決するための政策、その政策こそが土地政策であったように思われる。更に土地問題を解決することによって、民族独立問題も必然的に解決されるという意図が潜んでいたのではなかろうかと思われるのである。

ところで、ミルがアイルランドの土地問題に関心を示し、それを重要な問題であると認識し始めたのはいつ頃からであっただろうか。一般的に、ミルに与えた衝撃という観点から考慮するならば、やはり大飢饉の時期を挙げることができよう。『経済学原理』（以下『原理』と略記）執筆中にも拘わらず、『モーニング・クロニクル』紙への一連の論説を掲載したことが何よりもそれを雄弁に物語っているだろう⁹⁾。しかしながら更に遡って、1825年に書かれた論文「アイルランド」において、既に土地問題への関心

の萌芽が見てとれるのである。この論文はカトリック解放に賛成の態度を表明したものであるが、その中に次のような一節がある。「……政府と法律は、その国（アイルランド）では単に強者の利益のために存在する。黒人奴隷が少なくとも自分の主人以外の人々による侵害からは保護されている一方で、アイルランド小作農は、土地所有者から最下層の媒介者に至るまでの一連の全地主のなすがままであるばかりでなく、更に教区会や大陪審はいうまでもなく、十分の一税の受領者や十分の一税を負担する農民等のなすがままである」¹⁰、と述べている。これはまだミルが若干二十歳の頃に書いた論文である。従って大飢饉以前のかかなり早い時期からアイルランドの土地問題、就中、抑圧された状態に置かれている小作農の貧困問題に関心を示していたと見なせるであろう。

本稿では、大飢饉以後のアイルランドに対するミルの見解と土地問題解決のための政策がどのようなものであったか、そしてミルの見解に対してどのような反応、あるいは反論があったか、その一側面を探ってみたい。

- 1) この法案は、フォーテスキュー法案であり、アイルランドの土地保有と土地改良に関する法律の修正を促進するものであった。ミルはそれに対し、小作権安定を支持している。
- 2) この演説は、ミルが1866年3月17日に議会で行なったものである。「チチェスター・フォーテスキューの土地法案」という題名でミルの著作集に収められている。*Collected Works of John Stuart Mill*（以下CWと略記）XXVIII, pp. 75~83.
- 3) CW, I, p. 279.（朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫、1960年、252ページ。）
- 4) CW, I, pp. 279~280.（邦訳、『自伝』、252~253ページ。）
- 5) 分離という問題に関しては、既にこの『自伝』の中でも述べられており、それは、イギリスとアイルランド双方にとって好ましくないものとミルは考えている。更に次のように述べている。「……そしてもし、改革法が実施される時、その改革法が他の点でそれに基づいて創られてきた様々な希望を満たすならば、そうすればアイルランドにとって必要な諸法案の、一層偏見の少ない熟考が導き出されるだろうことを、我々は期待するかもしれ

ません。もしそうでないならば、究極の問題（大きな苦悩、犯罪、国民的災害の後）は、分離になるだろう、というあなたの考えに私は同意します」。(1868年2月23日付, Hobart 卿宛手紙。CW, XVI, p.1366.) 分離という言葉を用いてはいるが、それ以前に何らかの政策履行が、分離を回避するだろうという見通しをミルは抱いているように思われる。

- 6) この時代のフィニアン運動は、1867年に最大限の力を結集して展開された。それがミルに『イングランドとアイルランド』を書かせる一つのきっかけとなった。「フィニアンによって示された民族精神は、イギリスとアイルランドの両方に深い影響を及ぼした。イギリスにおいては、この時代のイギリス最大の政治家 W. E. グラッドストーンの心に決定的に作用して、彼をしてアイルランドへ正義をとる政策に乗り出させたのである」。(T. W. ムーディ, F. X. マーチン編著, 堀越監訳『アイルランドの風土と歴史』, 論創社, 1982年, 313ページ。) このように、フィニアンがイギリスに与えた影響はかなり大きかったと思われる。
- 7) CW, VI, p. 509. (高島光郎訳「イギリスとアイルランド」横浜国立大学『エコノミア』第41巻第3号, 1990年, 21ページ。)
- 8) 「両国の地理上の位置から考えただけでも、この両国は二つの国民としてよりも一つの国民として存在する方がはるかに適当である。両国は分離するよりも結合した方が外敵に対する防衛上いっそう強力であるだけではない。もし分離すれば、両国はいつまでも互いに脅威を与え合うことになるであろう。今この時点で今の感情のまま離別すれば、この二つの島は全ヨーロッパ諸国の中で、相互に最も激しい敵意を抱き合う国になるであろう」(CW, VI, p. 521. 高島訳, 前掲, 31ページ。), という論述からもミルの考えは明らかであろう。更に同パンフレットで、「カナダははるか遠方にあり、英国の支配者は病毒がイギリスにまで蔓延してくる恐れのない場所で起こることなら、大抵のことを大目に見ることができる。しかしアイルランドはそこで起こる重大事は全てイギリスにその影響を感じさせずにはおかないという理由からだけでも、イギリスと合同するよう運命づけられているのである」(CW, VI, p. 524. 高島訳, 前掲, 33ページ。), と述べている。この部分は、地理上の近さを示すと共に、アイルランドがもしイギリスと分離すれば、イギリスにとって不都合になるということを議会で議員達に認識させようと意図的に目論んでいたものとして読みとれる。
- 9) ミルは、1846年10月5日から1847年1月7日までの約4ヶ月間(『自伝』では6ヶ月となっている), アイルランドの大飢饉の問題を中心とした論説を掲載している。この点に関しては、拙稿「J. S. ミルのアイルランド論

(I)——アイルランドの大飢饉期(1845—49)におけるイギリス政府の政策とミルの批判——」成城大学『経済研究』第108号, 1990年, を参照。

10) CW, VI, p. 66.

Ⅱ. アイルランドの農業とミルの見解

(i) 大飢饉以後の農業と土地政策

1845年に始まった大飢饉は、「850万人以上の人々が一連の不作で最低限の経済に釘付けにされ、大飢饉の拡がりには、アイルランド人に消すことの出来ない傷跡を残した」¹⁾、と陳述される程に、今日に至るまで重大な爪痕を残している。この時期1846年にイギリス政府は、穀物法を撤廃した。またイギリスでは産業革命を経て、「世界の工場」として資本主義的経済活動、即ち自由貿易政策を推進しつつあった。しかしアイルランドにとっては、イギリスによる併合以来²⁾、経済的諸問題は何ら緩和されていなかった。工業諸部門では、自由貿易政策の存在により、大規模な資本主義的経営を行なうイギリス諸工業との競争に、アイルランドが対抗し得べくもなかった。農業において、自由貿易政策は、農民の耕作地の狭隘さや投資の欠如という諸問題を解決しなかったのである。そしてそれに対して更に打撃を与えたのが穀物法撤廃であった。この自由貿易政策期に起きた大飢饉に対し、「イギリス上流階級は、経済的諸問題への政府干渉が自然法に反する」³⁾、と確信していた。それゆえに「イギリスはその苦悩をほとんど救済しなかった」⁴⁾のである。

この大飢饉と穀物法撤廃とによって、アイルランドの農業はどのように変わっていったのであろうか。本多三郎教授によると以下のように要約される⁵⁾。穀作について見るならば、1)耕地面積が縮小し、放牧草地在拡大していること、2)耕作地の解体と牧草地あるいは放牧草地への急速な転換、3)小麦等が衰退する中で、アイルランドの土地が自給する食料がますますジャガイモへ偏寄していること、4)家畜の食料となる飼料作物が増加して

いること、が要点として挙げられる。そしてこうした耕種農業が衰退する一方、肉畜、特に肉牛を中心とする畜産業が発展し、1871年にはアイルランド農地の半分が牛と羊の放牧地となり、しかもその畜産物の圧倒的部分は、イギリスへ輸出されたのである⁶⁾。即ち、農業部門において、それまでイギリスへの穀物輸出国としてのアイルランドの地位が、穀物法撤廃に伴う大陸からの安価な穀物輸入のために終止符を打たれた。そして大飢饉の襲来によって、イギリスに畜産物を輸出する国へと転換していったのである。

こうした過程の中で、農民層はどのような運命を迎えていったのであろうか。ミルは「イギリスでは土地を賃借して耕作するのは資本家的農業者であるが、アイルランドでは牧草地を除き、主として筋肉労働者 (manual labourers) またはそれとほぼ同様の境遇にある小農業者 (small farmers)」⁷⁾ であり、「小農民は払えようが払えまいが、どんな高い地代でも約定するものである」⁸⁾、とアイルランドの小作農を、その地位を改善すべきものとして理解している。そしてアイルランド地主に関しては、そのほとんどが不在地主なのであるが、「アイルランドの普通の地主は自分の所有地を改良するどころか、アイルランド以外ではどこでも囲障や農業付属施設を設けるのは地主の役目になっているのに、こういうものを建てることさえしない。そういうものは労働者たる小作農が自分で建てるのに任ざれており、労働者たる小作農に建てられる程度のものなのである」⁹⁾、と批判するのである。

大飢饉発生によって、土地統合が地主によって推進されていった。従って入札小作人 (コッター) や零細借地農は、地主による土地清掃のために土地から追放されることになった。それゆえに行き場のないコッターや零細借地農は、移民として海外、殊にアメリカへの移住を余儀なくされたのである。土地清掃による農民の土地からの追い立ては、1880年までに約46万人の小作農を追放したことになった¹⁰⁾。それにも拘らず、この減少した農

業人口はアイルランドにおける過剰人口となっていた。即ち、「アイルランド農業の穀作から牧畜への転換は農場の集中統合と小農民の土地からの放逐を大々的に推し進め、かくして資本制農業の飛躍的發展への途が開かれた」¹¹⁾ のではある。しかし「支払い能力がなく、先見の明のない地主層を、支払い能力のある、改良地主層の取り替え」¹²⁾ ようとして、イギリス政府がアイルランドに資本家的農業制度を推進させるため、1849年に抵当地法 (Encumbered Estate Act) を通過させたことが、この減少した農業人口さえをも資本にとっての過剰人口たらしめたのであった。また、農場の保有形態は、1846年以降、年借地 (yearly tenancy) や任意借地 (tenancy at will) であったが、この借地形態も、地主が小作農を追放できることに変わりはなく、小作権安定は保証されなかった。

そこでその後の小作農に対する立法措置を概観してみると、注目されるのは1860年のデージー法である。この法律は「地主と小作農との関係が、土地保有と奉仕とにではなく、当事者間の明白な、あるいは暗黙のうちに含まれる契約に基づくべきである」¹³⁾ と規定している。ゆえに地主と小作農との関係は、法的には対等なものとなったが、それでも小作権安定を実現するものではなかった。その後「1860年代の後半にアイルランドの小作権安定への要求が増大し、何人もの人々、その中で特にミルによって積極的に支持され」¹⁴⁾、この要求が1870年のグラッドストーンの土地法¹⁵⁾ へと結び付いた。しかし、小作権安定への要求は、この法律によってではなく、「諸改善と同様に社会的暴動のおかげで小作農達への補償が裁可されたのである。したがって小作農の地位が個人的協定や契約に委ねられるよりはむしろ、法によって規定され保護されなければならないという見解は、アイルランドにとって公的政策」¹⁶⁾ になったのである。

このような一連のアイルランドの歴史の変遷を受けて、ミルはどのように考えたのであろうか。次にアイルランドの時事問題を踏まえたミルの見解の変遷を考察しよう。

- 1) Neil Collins, Frank McCann, *Irish Politics Today*, Manchester, 1989, p. 19.
- 2) イギリスによるアイルランド併合は、1801年に挙行されたが、アイルランドの側から見たイギリス政府のこの政策に対する興味深い解釈がある。「17世紀の終りから、アイルランドでイギリス人が自分達の支配を確実にするために用いた政策は、植民 (plantation) 政策であった。これは、現地の人々を、経済的・政治的支配力において、イギリスの人々へと置き換えることを含んでいた。植民によって成し遂げられた土地所有権の強力な変更は、今日まで社会的痛恨と政治的不同意の永続的な原因となり続けてきている」。(ibid., p. 18.) イギリスの首相ピットが、アイルランドとフランスとの結合を恐れ、併合法を通過させ、その併合に対する見返りとして、アイルランドのカトリックに政治的権利を公認するというイギリス側の主張に対し、ここでは「植民」という見地から併合を捉えていることは興味深い。何故ならば、それは経済的問題、殊に土地を巡る併合であるがためである。
- 3) James S. Olson, ed., *Historical Dictionary of European Imperialism*, Greenwood Press, 1991, p. 320.
- 4) *ibid.*, p. 320.
- 5) 本多三郎「大飢饉後のアイルランド農業」『大阪経済大学論集』第159号～161号, 1984年。
- 6) しかしこうしたアイルランドの畜産業の発展以前、即ち大飢饉以前のアイルランド産肉畜に対するイギリス政府の態度を、ミルは皮肉を混じえて1868年の議会で演説している。「下院はアイルランド産家畜輸入を公害であると宣言した。我々がアイルランドの家畜受け入れを拒否した時、アイルランド人は我々がそれらをその形で受け取るだろうかどうかを試みるために、家畜を大安売りし、塩づけにしようと考えた。しかしそれは許されなかった。それから彼らは、もし彼らが家畜や肉を輸送できないなら、革の形で獣皮を輸送できるかもしれないと考えた。そしてそれも許されなかった。このように家畜をどのような形でも否定されたので、彼らは羊に関して何かすることが許されるかどうか試みた。そして彼らはこの国に羊毛を輸出することを開始した。だが我々は彼らの羊毛を受け取らなかった。それで彼らはそれを製品に作り上げ始め、我々が製造された品目を受け取るかどうか試みた。これは最悪のものであり、我々は『敬虔な不朽の思い出』の配達者であるウィリアム 3 世に、強制的にアイルランド羊毛工業を廃止するよう議会で約束させたのである」。(The State of Ireland, 21.

Mar. 1868. CW, XXVIII, p. 251.) これはアイルランドの経済的発展をイギリスが妨害していたことへの批判として読み取れないだろうか。

- 7) CW, VI, p. 514. (高島訳, 前掲, 25ページ。)
- 8) *ibid.*, p. 515. (同訳, 25ページ。)
- 9) *ibid.*, p. 516. (同訳, 25~26ページ。)
- 10) こうした点に関する資料は, 影山一男「19世紀中葉以降のアイルランドの土地所有の制度と実態について——マルクス・エンゲルス『アイルランド論』研究 (I)——」東北大学『経済学』第171号, 1988年, を参照。
- 11) 高島光郎「J.S. ミルとアイルランド問題」経済学史学会編『「資本論」の成立』岩波書店, 1967年, 48ページ。
- 12) R. D. Collison Black, *Economic Policy in Ireland and India in the Time of J. S. Mill*, *The Economic History Review*, XXI, 1968, p. 323. (拙訳, 「J.S. ミルの時代におけるアイルランドとインドへの経済政策」成城大学『経済研究』第110号, 1990年, 90ページ。)
- 13) *ibid.*, p. 323. (拙訳, 前掲, 90ページ。)
- 14) *ibid.*, p. 326. (拙訳, 前掲, 96ページ。)
- 15) 1870年, 首相グラッドストーンは, アイルランド小作権同盟がスローガンとした3F運動 (Fixty of tenure, Fair Rent, Free Sale) の原則を承認する土地法を發布したが, 農民は満足せず, 各地に騒乱が相次いだ。このあたりの事情については, 別枝達夫「アイルランド」, 大野真弓編『イギリス史』, 山川出版社, 1965年, 462~474ページ, を参照。
- 16) Black, *op. cit.*, p. 326. (拙訳, 前掲, 96ページ。)

(ii) ミルの見解の変遷

アイルランドの大飢饉に際し, ミルが『モーニング・クロニクル』紙に一連の論説を掲載した意図は, アイルランドへの土地政策を明示することであった。ミルの土地政策における改善されるべき対象は, 「労働者が資本家的借地農業家の介在なしに土地に関する契約を結び, かつその契約の諸条件, ことに地代の額が, 慣習によってではなくて, 競争によって決定される」¹⁾ コッターの存在であった。こうしたアイルランドのコッター制度は, 地代が競争によって決定される。それゆえに, 過剰人口となっているコッターは, その生活費にまで影響を及ぼす程の地代支払いを甘受しなけ

ればならなかった。しかも、たとえコッターが、思慮、節制、自制という
ような徳性をもって将来を考慮し、人口抑制を意図して勤勉に労働したと
しても、そこから得られた労働の果実は、契約満期時に、地代の引き上げ
により、地主に搾取されるにすぎなかった。このような状況下において、
人々は「救いようのない無気力とはなはだしい貧困に陥り、……最下級の
安物に属する食料以外の一切のものを奪われ、また自分の境遇を改善する
ために何事かをなし、あるいは何事かを欲する能力をすら奪われ」²⁾てきた
のである。このようなコッター制度に対してミルは次のように端的に批判
する。「自分自身の行為によっては生活を良くすることも悪くすることも
ほとんどできないという状態にあるのは、人類の中でもほとんど入札小作
人 (cottiers) だけである。たとえ彼が勤勉あるいは思慮深い人間であった
としても、これによって利益を受けるのはただ彼の地主だけであり、また
彼が怠惰あるいは不節制であったとしても、その犠牲を負うのは地主であ
る。これ以上に労働への動機を欠き、自制への動機を欠くところの状態と
いうものは、空想の力をもってしても考えることができぬ」³⁾と。ゆえに、
ミルはアイルランドの大飢饉発生と同時にその緊急性を自覚し、自らの見
解、即ちアイルランド土地政策の改善を提示したのである。そしてその意
図は、イギリスによるアイルランド懐柔政策の提示、即ち大英帝国内にア
イルランドを据え置こうとすることであったと思われる。

ところで、ミルの描く農民の理想像は、自作農であった。自作農制度に
おいて、「生産物は全て一所有主のものとなり、地代、利潤、賃銀の区別は
存在しない。……自作農制は、労働者が自分の運命をもっとも自由に支配
しうる裁定者となっている状態」⁴⁾である。自作農制度という小土地所有制
度が資本家的農業制度よりも有利なものであるかどうかは別として⁵⁾、兎
も角も、ミルは、先ずアイルランドのコッターは自作農に変えられなけれ
ばならないと考えている⁶⁾。そしてこの時期にミルがソートンと共に主
張した提案は、アイルランド内の荒蕪地所有者から政府がそこを購入し、

コッターをそこへ入植させるという、所謂「国内入植」であった。そして「道具や原料の幾らかの前貸しの援助を受けるコッターは、荒蕪地を開墾し、そのように活動して国家によってなされた支出を埋め合わせるために、少額固定地代負担を条件」⁷⁾とすればよかった。この農民の移転により土地需要の逼迫は減少し、「アイルランドの残余の土地に、イギリスの資本と農業の導入は、直ちに空想的であることを止めるであらう」⁸⁾、というものであった。注意すべきは、ミルが、一方でコッターを資本主義的農業家の下での雇用労働者に置き換えるのではなくて、小土地所有の自作農へと引き上げ、彼らの道徳的向上とその結果としての人口抑制を意図していたことである。そして他方で、その後、恐らく幾分かの長期的展望をもってイギリスの資本を残余の土地へ漸次的に導入しようとしていることである。このことは、この時期のアイルランドがまだ人口過剰な状態であり、人民の貧困を解決しない限り道徳的向上はあり得ないこと、更に貧困問題の解決による人民の生活安定と人口減少が実現しない限り、平和的な資本家的農業制度の導入は不可能であることを認識していた、ということになるのである⁹⁾。

以上のようにミルは提案したのだが、その後アイルランドでは大きな変化が起こった。そして農民に影響を及ぼす三つの事態が相俟って生じ、ミルも自らの見解を新たに展開したのである。

第一は立法措置としての1849年の抵当地法である。この法律は、穀物法撤廃後に没落していった貧困地主層に対し、資本家的農業制度導入の妨げになるとして、イギリス政府が土地売却を促進するために通過させた法律である。つまりこれは「アイルランドにおける土地の自由売買が、資本を移転させるために法的障壁の撤去を要求した」¹⁰⁾結果であった。そしてそれによってアイルランドの経済的繁栄が回復すると考えたのである。しかしながら土地の「購入者達は、ウッドによって心に描かれていた資本家達ではなかった。経験を積んだイギリスの農夫達がアイリッシュ海を渡って

集まるだろう、というウッドの予想は……空想的なものであった。5千人の購入者のうち95パーセント以上がアイルランド人であり、主として貴族の嫡子でない息子達や、弁護士達や、飢饉をうまく免れた小売商人達¹¹¹だったのである。それゆえに、アイルランドへの資本の導入は十分に行われず、資本家的農業制度の導入もほとんど行われなかった。更に小作農に関する限り、土地購入貨幣は永続的改善を実行した小作農に流通すべきであることを約定はしなかった。そして「その法律は、単に地主の置き換えを承認したにすぎず、新地主達はしばしば自分の投資への十分な価値を獲得しようとした土地投機者¹²」であった。従って、地主に資本家的農業制度導入の意志がなく、借地契約を小作権の不安定な年借地や任意借地としたために小作農にとっては、更なる境遇の劣悪化に伴う離農と、その結果としての移民という事態が促進された。この法律に対して、ミルは1868年の議会において演説している。先ず大飢饉に自分が主張していた自作農創設のための荒蕪地開墾政策は、その機会を失ったとした上で、抵当地法に触れている。「抵当地法は……非常に価値のある法律であった。……しかし貧窮地主より更に大きな悪弊、即ち欲深い地主がいるということがアイルランドに見いだされたのである。……兎に角、彼らは小作農と何ら関係を持たなかった」のであり、「単なる金銭上の投機としてその土地を購入し、管理」した。そして多くの場合に、「彼らは小作農が地代を支払えなかったゆえに、小作農を追い出した」のである。そしてミルは、議員達に対する痛罵として次のように述べる。「……私はそれらがアイルランドの人々の精神から、我々の以前の統治様式によって産み出された敵意を取り除くように、うまく計算されているとは思わないのである。それ以上の良策がなかった、とあなた方が述べるのならば、あなた方はアイルランドを統治する無資格を告白しているのである¹³」と。ここにおいて見られるように、ミルにとって抵当地法は完全な失敗であったという認識があり、またそれは当時の政府の現状認識の誤りがあったことを開陳している。

第二は救貧法についてである。大飢饉発生以降、政府は救済策として、主に公共事業と救貧院計画を実施した。しかし救済は基本的にアイルランドの民間企業と地主とに委ねられるべきである、という態度をとっていたのである。それにも拘わらず不作が継続し、人々の困窮が極限状態に達した。その時政府は公共事業を中止し、直接救済を拡大する決定を下した。「……まもなく、スープ給与所を開いていた政府が、アイルランドの飢饉を処理する計画の次の段階をはじめた。1847年6月の、拡大救貧法は、アイルランドの救貧事業に積極的な責任を負うことによって、問題全体を適切に処理することを提案したものだが、これによってアイルランドは、救貧税で全費用を賄うことができるようになった。直接影響を受けたのはアイルランドの地主で、ウィッグ党は災害が起こった責任全体を、彼らのせいにしていたのである。必然的に、救貧税負担を減らすために地主たちは、貧しい小作人を追放することにいっそう集中することになった」¹⁴⁾のである。更に、小作農は、救貧院に保護を求める以外、困窮から免れる手段はなかった。しかしながら既に「救貧院は、1848年までに、通常は総計25万人収容可能な中に、ほぼ100万人の人々を」¹⁵⁾押し込めていた。そして結果的に大量の死者を出したのである。つまり政府のとった政策としての拡大救貧法や救貧院計画は、結局、小作農の土地からの追放をもたらしたのである。ところで、ミルにとって、救貧法等の政府干渉は、「本人自身の労働、熟練および慎重性の代わりとなることによって自助を中止させるようなものではなく、これらの本来的な手段によって成功に到達する、より大なる望みを彼に与えるようなものに限定されるならば」¹⁶⁾認められるものである。従って「それは必要とされる援助の最大量を供与するとともに、それに不当に頼ることをできるだけ防止する」¹⁷⁾ものでなければならない。そのためにミルは、救貧法に対して消極的態度をとるのである。大飢饉期の救貧法は、「イングランドの農業人口を貧困に陥れたものを、アイルランドに施す処置」、即ちイングランドでの誤った政策の押しつけで

あり、「アイルランドの経済的悪弊を、今日のものより一層悪くしてしまうだろう」¹⁸⁾ 政策であった。更にミルは、「全てのイングランドの国民は、……もし通過すれば、土地の全般的没収と地主の排除による以外には、アイルランドの悪弊を不治のものにしてしまうように私に思われる気前の良い救貧法の賦課によって、アイルランドの地主に復讐している」¹⁹⁾と述べるに至っている。ミルの最終的な結論は次のように陳述されている。「荒蕪地にいわば思い切った手術をほどこして、小作人たちを地主にしてやればよいところを、議会はかれらを貧民として扶養する救貧法を可決した。もしもその後のアイルランドが、前々からのわざわざとこのあやしいな対策との合作から来るのがれようのない難局におちいていないとすれば、そういう救いをもたらしたものは、飢饉によってはじまり他国への移民によってつづけられたアイルランドの人口減少という、あのおよそ思いがけないおどろくべき事実なのであった」²⁰⁾と。結局、小作農にとっては、移民によってしか救済の途はなかった。従ってミルは、貧民救済策として政府が施行した救貧法に対して反対の立場をとっていたことになるのである。

第三は移民についてである。1840年代後半の大飢饉と穀物法撤廃に伴い、アイルランドではコッターの消滅と、農業における穀作から牧畜への転換による土地統合のために、農民の土地からの追放がはじまった。そしてアイルランドは、羊毛と肉牛をイギリスへ供給する一地方となった。そのために土地から切り離された農民は、国内での労働需要不足によって、移民として海外へ行かざるをえなかったのである。「恐らく1845年と1851年の間に、人口は約2百万人減少しただろう。……移民は、40年代後半と50年代前半の絶頂期から減少したのではあるが、移民はアイルランドのそれ以後の経済情勢の顕著な特徴になった」²¹⁾と述べられている。移民に対するミルの意見を見てみよう。大飢饉期においてミルは、コッターを移民として海外へ移住させることに反対であった²²⁾。つまり、アイルランドに

おけるコッターの排除とその結果としての移民が、地主による暴力的な土地からの追放でなされることに反対していたのである。そしてそれは、土地統合による大土地所有制度への批判と密接な関係があった。即ちそれによって、小農民に土地所有者になる希望を与えず、従って彼らに人口抑制の精神を喚起しない、という根拠上での議論であった。またミルは、「大規模の資本主義的農業の方が自作農からなる小規模農作よりも効率的であるというイギリスの伝統的見解を採るウェイクフィールドには同意」しなかったけれども、後に「ヨーロッパ人入植の植民地における土地売却と『集中』の原則を受け入れることによって、資本家の農場主が雇用労働を使用するという体系の必要性を少なくとも暗示的にせよ是認」²³⁾しつづいたのである。そしてウェイクフィールドの組織的植民が、アイルランドの過剰人口の削減に貢献していることを認めたのである²⁴⁾。更に1868年には、「飢饉以来入札小作人の境遇にはもう一つ大きな変化が生じている。すなわちアメリカへの橋が架けられたのである。もしも人口が増大して、小所有地の上でその所産によって何不足なく暮らすことができないほど多くなった場合には、その過剰人口がすでに別の大陸で故国では得られなかった働き場所を見出している何百人もの人々の後を追うのを、妨げるものがあるだろうか」²⁵⁾、と陳述しているのである。

以上のように、ミルに見られる見解の変遷は、アイルランドの歴史的変遷に伴うものである。即ち大飢饉以後、人口の大きいなる減少や抵当地法的作用によって、アイルランドへのイギリス的農業制度の導入が可能になったことを受けたものであった。そしてミルは、アイルランドにおける事態の推移を多少楽観的に見ていたのではないか、と思われるのである。

ところが1860年代以降には、新たな事態が生じたのである。即ちアイルランドにおいて、土地改良の補償や小作権安定を求める3F運動が活発化した。更に「1858年ごろ、アメリカ合衆国内のアイルランド移民の間に、アイルランド共和国の建設を目標とする秘密結社フィニアンが結成された。

これは直接農民運動を行うものではなかったが、『土地は人民のものか、征服者のものか』というその呼びかけは、土地問題と独立問題を統一することによって、アイルランド農民に進むべき方向を示し、1868年には全アイルランドを反英運動にまき込んだ。アイルランド問題の解決は、今やイギリス最大の政治問題となりつつあった²⁶⁾のである。こうした事態を受けて、ミルは再びアイルランド問題、即ち民族独立問題を解決するための政策を提示することに真剣に取り組むことになった。その政策が土地問題解決のための政策だったのである。

- 1) CW, II, p. 313. (末永茂喜訳『経済学原理』(2), 岩波文庫, 1959年, 229ページ。)
- 2) CW, II, p. 342. (邦訳, 『原理』(2), 249ページ。)
- 3) CW, II, pp. 318~319. (邦訳, 『原理』(2), 239ページ。)
- 4) CW, II, p. 252. (邦訳, 『原理』(2), 113ページ。)
- 5) 「ミルがこの時提出した意見は、その問題に関する正統的古典派の思想と著しく異なっていた。彼はアイルランドへの資本家的農業の導入を、一般に『全体的に実現不可能』なものの特徴づけた。『そこに人々がいて、そして問題は、その国の改善方法ではなく、現在の住民達による、また現在の住民達のために、どのように問題が改善され得るか、ということである』。ミルは、その問題がコッターを自作農に転換することによってのみ解決され得ると強く主張した」。(R. D. Collison Black, *Economic Thought and the Irish Question*, Cambridge, 1960, p.31.) まだこの時期において、ミルにはアイルランドの社会経済状態が資本主義的農業を前提としつつも、それを行なう程には人口過剰が緩和されていない、という認識があったものと思われる。
- 6) 「六ヶ月ほどこの仕事(『原理』の執筆)を中断して『モーニング・クロニクル』紙に、アイルランドの荒蕪地に自作農制を設けることを主張した数篇の論文を執筆した期間があった」(下線部筆者)。(CW, I, p. 242. 邦訳, 『自伝』, 205ページ。)
- 7) Black, *ibid.*, p. 31.
- 8) Black, *ibid.*, p. 31.
- 9) ミルは、資本家の活動を制限する大土地所有制度に対しては反対の立場を採っている。そのために、アイルランドに資本を導入する前提として、過

剰人口が緩和される必要があった。自作農創設は、過剰人口の抑制を意図すると共に、大土地所有制度解体の必要性を考慮していたのではないかと思われる。

- 10) W. E. Vaughan ed, *A New History of Ireland V*, Oxford, 1989, p. 456.
- 11) Joseph Lee, *The Modernisation of Irish Society 1848-1918*, Gill and Macmillan, 1989, p. 37.
- 12) W. E. Vaughan ed, *op. cit.*, p. 57.
- 13) CW, XXVIII, pp. 253~254.
- 14) 『アイルランドの風土と歴史』, 前掲, 304ページ。
- 15) Peter Fiona, Somerset Fly, *A History of Ireland*, 1988, London, p. 235.
- 16) CW, III, pp. 960~961. (邦訳, 『原理』(5), 333~334ページ。)
- 17) CW, III, p. 961. (邦訳, 『原理』(5), 334ページ。)
- 18) CW, XXIV, pp. 881~882.
- 19) 1847年3月9日付, H. S. Chapman 宛手紙。CW, XIII, p. 709. また次のようにも述べている。「……しかしながらほとんど全ての政治経済学者が, 地主に貧困の諸原因に対して戦うことで利益を与えるために, アイルランドにおける救貧法を支持したということを私は知っています」。(1852年7月3日付, J. Lalor 宛手紙。CW, XIV, p. 93.)
- 20) CW, I, p. 243. (邦訳, 『自伝』, 205ページ。) 更に次のように述べる。「小農民に永代所有での荒蕪地分配は, 多数の競争者を減少させ, 地代を適切にし, その国(アイルランド)を落ち着かせるということに関して, またイギリス資本の導入への障害物を取り除くことで, 農民に少なくともイギリスの賃金を稼ぐことを可能にさせることに関して, 他の土地の競争者の多数を排除するだろう, と私は思いました。そしてもし現在の救貧法の制定以前に試みたならば, その計画はこれらの効果を生んでいただろう, と私は今でも信じています」。(1849年9月26日付, W. Conner 宛手紙。CW, XIV, p. 37.)
- 21) L. M. Cullen, *An Economic History of Ireland since 1660*, London, 1987, p. 134. ここに典拠されている統計によると, 1851年から60年までの移民は約116万人で, 1861年から70年までが約85万人, そして1871年から80年までが約62万人となっている。
- 22) 「私はあなたよりは救済策として, 荒蕪地開墾と土地保有の変更を重視しており, 移民を重視していません」。(1848年2月3日付, A. D. Vere 宛手紙。CW, XIII, p. 730.)

- 23) ドナルド・ウィンチ 杉原・本山訳『古典派政治経済学と植民地』未来社, 1975年, 211ページ。
- 24) 『原理』第3版(1852年)においてミルは次のように述べている。「政治的叡知がアイルランドの住民に対して与えることのできなかつた救いの手は, 予期しない源泉から与えられた。自営的な移民——かのウェイクフィールドの方策が, 自由意志の原則に基づき, 大規模に実行されて, それはしばらくの間人口を減少させ, それを現存の農業制度でも職と食とを与えうる人数にまで下げたのであった」。(CW, II, p. 325. 邦訳, 『原理』(2), 251ページ。)
- 25) CW, VI, p. 529. (高島訳, 前掲, 37ページ。)
- 26) 別枝達夫「アイルランド」, 前掲, 468~469ページ。